

香川県農業試験場規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年9月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第58号

香川県農業試験場規則の一部を改正する規則

香川県農業試験場規則（平成12年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(研究所)</p> <p>第4条 試験場に、次の研究所を置く。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td style="text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td><u>香川県農業試験場府中果樹研究所</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県農業試験場小豆オリーブ研究所</u></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(研究所の業務分掌)</p> <p>第5条 <u>香川県農業試験場府中果樹研究所</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>香川県農業試験場小豆オリーブ研究所</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(11)</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>研究所の所長</u>は、場長の命を受けて<u>研究所</u>の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4～10 略</p>	名 称	位 置	<u>香川県農業試験場府中果樹研究所</u>	略	<u>香川県農業試験場小豆オリーブ研究所</u>	略	<p>(分場)</p> <p>第4条 試験場に、次の分場を置く。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td style="text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td><u>香川県農業試験場府中分場</u></td> <td>坂出市</td> </tr> <tr> <td><u>香川県農業試験場小豆分場</u></td> <td>小豆郡小豆島町</td> </tr> </table> <p>(分場の業務分掌)</p> <p>第5条 <u>府中分場</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>小豆分場</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第9条 試験場に、次の職員を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 分場長</u></p> <p><u>(4)～(12)</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>分場長</u>は、場長の命を受けて<u>分場</u>の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4～10 略</p>	名 称	位 置	<u>香川県農業試験場府中分場</u>	坂出市	<u>香川県農業試験場小豆分場</u>	小豆郡小豆島町
名 称	位 置												
<u>香川県農業試験場府中果樹研究所</u>	略												
<u>香川県農業試験場小豆オリーブ研究所</u>	略												
名 称	位 置												
<u>香川県農業試験場府中分場</u>	坂出市												
<u>香川県農業試験場小豆分場</u>	小豆郡小豆島町												

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年10月1日から施行する。  
(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)
- 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁 略 出先機関 (1)～(14) 略  <u>(15)～(53)</u> 略</p>	<p>地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁 略 出先機関 (1)～(14) 略 <u>(15) 分場長</u> <u>(16)～(54)</u> 略</p>

(香川県会計規則の一部改正)

- 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>別表第3(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">左欄</th> <th style="width: 33%;">中欄</th> <th style="width: 33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農業試験場の出納員</td> <td>農業試験場府中果樹研究所の収入取扱員</td> <td>農業試験場府中果樹研究所の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納</td> </tr> <tr> <td><u>農業試験場小豆オリープ研究所の収入取扱員</u></td> <td><u>農業試験場小豆オリープ研究所の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	略			農業試験場の出納員	農業試験場府中果樹研究所の収入取扱員	農業試験場府中果樹研究所の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納	<u>農業試験場小豆オリープ研究所の収入取扱員</u>	<u>農業試験場小豆オリープ研究所の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納</u>	略		<p>別表第3(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">左欄</th> <th style="width: 33%;">中欄</th> <th style="width: 33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農業試験場の出納員</td> <td>農業試験場府中分場の収入取扱員</td> <td>農業試験場府中分場の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納</td> </tr> <tr> <td><u>農業試験場小豆分場の収入取扱員</u></td> <td><u>農業試験場小豆分場の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	略			農業試験場の出納員	農業試験場府中分場の収入取扱員	農業試験場府中分場の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納	<u>農業試験場小豆分場の収入取扱員</u>	<u>農業試験場小豆分場の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納</u>	略	
左欄	中欄	右欄																									
略																											
農業試験場の出納員	農業試験場府中果樹研究所の収入取扱員	農業試験場府中果樹研究所の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納																									
	<u>農業試験場小豆オリープ研究所の収入取扱員</u>	<u>農業試験場小豆オリープ研究所の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納</u>																									
	略																										
左欄	中欄	右欄																									
略																											
農業試験場の出納員	農業試験場府中分場の収入取扱員	農業試験場府中分場の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納																									
	<u>農業試験場小豆分場の収入取扱員</u>	<u>農業試験場小豆分場の生産品及び収穫物の売払代金並びに行政文書公開手数料等の収納</u>																									
	略																										

略

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
農業試験場の出納員	農業試験場府中果樹研究所の物品取扱員	農業試験場府中果樹研究所の所掌に係る物品の出納及び保管
	農業試験場小豆オリーブ研究所の物品取扱員	農業試験場小豆オリーブ研究所の所掌に係る物品の出納及び保管
	略	
略		

略

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
農業試験場の出納員	農業試験場府中分場の物品取扱員	農業試験場府中分場の所掌に係る物品の出納及び保管
	農業試験場小豆分場の物品取扱員	農業試験場小豆分場の所掌に係る物品の出納及び保管
	略	
略		

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

- 4 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表1（第2条、第6条関係）

出先機関及び代決者

出先機関名	代決者	
	第1順位	第2順位
略		
農政 水産 部	略	
	※香川県農業試験場府中果樹研究所	
	※香川県農業試験場小豆オリーブ研究所	
略		
備考		
1 ※印の付されている出先機関は、支所その他これらに類する		

別表1（第2条、第6条関係）

出先機関及び代決者

出先機関名	代決者	
	第1順位	第2順位
略		
農政 水産 部	略	
	※香川県農業試験場府中分場	
	※香川県農業試験場小豆分場	
略		
備考		
1 ※印の付されている出先機関は、支所、分場その他これらに		

出先機関である。

別表2（第3条、第4条関係）

出先機関共通決裁事項

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 一般 関係事務	(1)～(22) 略			
	備考 1 略 2 支所の長（農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）には、(4)から(9)まで及び(12)の事項のみを委任する。 3～5 略			
2 服務 関係事務	(1)～(10) 略			
	備考 1 支所の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長、ミュージアム香川県文化会館長及び高等技術学校副校長（勤務公署が丸亀市にある者に限る。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(10)までの事項のみを専決するものとする。 2 略			
3～6 略				
7 財務 関係事務	(1)～(25) 略			
	備考 1 所の場合に限る。ただし、(7)の事項については所以外の出先機関の長に、(5)及び(7)の事項については次に掲げる研究所、センター及び支所の長に			

類する出先機関である。

別表2（第3条、第4条関係）

出先機関共通決裁事項

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 一般 関係事務	(1)～(22) 略			
	備考 1 略 2 支所及び分場の長（園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）には、(4)から(9)まで及び(12)の事項のみを委任する。 3～5 略			
2 服務 関係事務	(1)～(10) 略			
	備考 1 支所及び分場の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長、ミュージアム香川県文化会館長及び高等技術学校副校長（勤務公署が丸亀市にある者に限る。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。）及び(5)から(10)までの事項のみを専決するものとする。 2 略			
3～6 略				
7 財務 関係事務	(1)～(25) 略			
	備考 1 所の場合に限る。ただし、(7)の事項については所以外の出先機関の長に、(5)及び(7)の事項については次に掲げる場、分場、センター及び支所の長			

- ついて適用する。
- (1) 略
  - (2) 香川県農業試験場府中果樹研究所
  - (3) 香川県農業試験場小豆オリーブ研究所
  - (4)・(5) 略
- 2・3 略

別表4（第3条、第4条関係）  
小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項  
1～22 略

23 農業試験場小豆オリーブ研究所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
略				

24～31 略

- について適用する。
- (1) 略
  - (2) 香川県農業試験場府中分場
  - (3) 香川県農業試験場小豆分場
  - (4)・(5) 略
- 2・3 略

別表4（第3条、第4条関係）  
小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項  
1～22 略

23 農業試験場小豆分場

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
略				

24～31 略

(庁舎管理規則の一部改正)

- 5 庁舎管理規則（昭和46年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
出先機関等	庁舎管理者	出先機関等	庁舎管理者
1 <u>香川県小豆総合事務所その他香川県小豆合同庁舎にある機関、<u>香川県農業試験場小豆オリーブ研究所</u></u>	略	1 香川県小豆総合事務所その他香川県小豆合同庁舎にある機関、 <u>香川県農業試験場小豆分場</u>	略
2～15 略		2～15 略	
16 <u>香川県農業試験場府中果樹研究所</u>	<u>香川県農業試験場府中果樹研究所長</u>	16 <u>香川県農業試験場府中分場</u>	<u>香川県農業試験場府中分場長</u>
17～29 略		17～29 略	